

産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報【地下水等水質検査】
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の2の3)

埋立処分開始後の 地下水等水質検査 (廃掃法規則12条の7の 2 第8号の二) (最終処分省令 1条2項10号のロ) (維持管理基準省令 1条1号のロ) (測定頻度:1回/6月 測定箇所:2)	採取日		2026年7月1日	
	採取場所		処理施設 東岸付近(海域)	処理施設 南岸付近(海域)
	検査結果収受日		2026年7月30日	
	結果 (mg/L)	アルキル水銀	不検出	不検出
		総水銀	<0.0005	<0.0005
		カドミウム	<0.001	<0.001
		鉛	<0.005	<0.005
		六価クロム	<0.005	<0.005
		砒素	<0.005	<0.005
		全シアン	不検出	不検出
		ポリ塩化ビフェニル	不検出	不検出
		トリクロロエチレン	<0.001	<0.001
		テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001
		ジクロロメタン	<0.001	<0.001
		四塩化炭素	<0.0001	<0.0001
		一・二―ジクロロエタン	<0.0001	<0.0001
		一・一―ジクロロエチレン	<0.001	<0.001
		一・二―ジクロロエチレン	<0.001	<0.001
		一・一・一―トリクロロエタン	<0.001	<0.001
		一・一・二―トリクロロエタン	<0.0001	<0.0001
		一・三―ジクロロプロペン	<0.0001	<0.0001
		チウラム	<0.0005	<0.0005
		シマジン	<0.0003	<0.0003
		チオベンカルブ	<0.002	<0.002
		ベンゼン	<0.001	<0.001
		セレン	<0.001	<0.001
		一・四―ジオキサン	<0.005	<0.005
		クロロエチレン	<0.0001	<0.0001
		ダイオキシン (pg-TEQ/l) (※)	0.025	0.026

(※)ダイオキシンについて、1年に1回の測定を実施する(維持管理基準省令 一条一号ロに基づく)。